

2022

1.4

## NEWS RELEASE

Vol. 35

明けましておめでとうございます。新しい年が始まりましたね。今年も住まい相談プラザを  
よろしくお願いたします。

さて、プラザよりこどもみらい住宅支援事業等についてご紹介いたします。

## 01. こどもみらい住宅支援事業について

### 【こどもみらい住宅支援事業とは…】

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図るものです。

一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合、**所定の補助金額が交付されます！**

○新築は、子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とし、**最大100万円の補助金を交付**。

○リフォームは、全ての世帯を対象とし、**最大30万円の補助金を交付**。（特例あり）

詳細については、下記URLもしくはQRコードからご確認ください。

国土交通省HPのURL：

[https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/iutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000195.html](https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/iutakukentiku_house_tk4_000195.html)



## 02. 専門相談をオンラインでも行えるようになりました！

住まい相談プラザで行っている、法律相談・リフォーム相談・マンション管理相談の**専門相談をオンラインでも行えるようになりました！**家に居ながらも、画面の共有をすることで、相談員と資料を確認しながら相談することができます。

自宅のインターネット環境が整っている方は、ぜひ活用してみてください♪

※オンラインによる専門相談は埼玉県住宅供給公社のHPからのみ受付しております。

URL：<http://www.saijk.or.jp/?p=15000>

詳細は  
こちらから☞



### よくある相談事例FAQ（公社HPより）

#### Q. 法律関係(工事請負契約) 工事請負契約の解除について

A. 工事請負契約の場合は、債務履行前、つまり契約の目的物が完成する前であれば、発注者はいつでも契約を解除することができます。  
ただし、損害を賠償する必要があり、つまり、請負者が契約解除前に施工や発注した物品、設計料、工事出来高に応じた利益などを支払う義務を負います。  
※民法第641条(注文者による契約の解除)「請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。」

### 住まいに関するご相談は

●住まい相談プラザへ **お気軽にどうぞ**

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く



詳しくは